

仕 様 書

1. 業務名

「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成計画」ルート魅力創造事業

2. 業務期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

3. 業務目的

沖縄県では、『第 5 次沖縄県観光振興基本計画』における観光収入 1.1 兆円、入域観光客数 1,200 万人の目標を着実に達成するため、滞在日数の延伸を促進し、一人あたりの観光消費額を増加させる必要があることから、観光客を本島だけではなく、離島への周遊を促すこととしている。

本事業は、平成 28 年度に策定したモデルコース「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」で策定した 3 ルートを利活用し、磨き上げるコンテンツをつなげたストーリーを策定することで、対象市場別に沖縄本島のみならず離島地域の魅力の訴求及び認知度向上を図るものである。

【モデルコース】

- I コース名 : Gateway to Okinawa Lifestyle&Culture(人々の暮らしと琉球文化)
対象市場 : アメリカ・フランス・ドイツ・台湾・香港
- II コース名 : Secrets of Okinawa History(沖縄の歴史と琉球王国の誕生秘話)
対象市場 : アメリカ・フランス・ドイツ・台湾・香港・韓国・中国
- III コース名 : Wild Adventure of Okinawa Archipelago(五感で感じる沖縄の自然)
対象市場 : アメリカ・フランス・ドイツ・台湾・香港・韓国・豪州

なお、モデルコースの概要については、以下の観光庁HPを参照すること

「広域観光周遊ルートについて」

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikikankou.html>

【Web サイト】OKINAWA ISLAND LINK (<http://island-link.beokinawa.jp/>)

【対象者】プレミアム FIT 層（個人旅行層）

プレミアム FIT 層とは、年に 1 回以上海外旅行に出かけ、一定クラス以上のホテルに宿泊する者とする。

4. 予算額

10,000 千円以内（消費税込み）

5. 委託内容

(1) ストーリー策定

平成 28 年度に策定したモデルコース「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」で策定した 3 ルートに対し、対象市場の外国人旅行者が訪れたいという期待感を持ち、各ルートを飽きることなく堪能できるようなストーリーを策定する。

①対象市場のニーズ調査によって浮き彫りとなった訴求資源および訴求内容を盛り込み、ルート内の観光資源やコンテンツをつなぐストーリーとすること。

②各ルートのコンセプト（下記Ⅰ～Ⅲ）を意識したストーリーとすること。

Ⅰ 代々受け継がれる独自の伝統文化、自然と調和したライフスタイルに触れる旅

Ⅱ 琉球創世神話と琉球王国の繁栄を巡る旅

Ⅲ 亜熱帯の豊かな自然の恵みや神秘的な海を感じる旅

③「琉球創世神話と琉球王国の繁栄を巡る旅」については、ストーリーの内容確認を行う専門家（大学教授等）についても提案すること。なお、確認に係る謝礼は受注者負担とする。

④行程については、平成 28 年度に策定したモデルコースの行程の順番にとらわれることなく、ストーリー性を最大限に発揮することを重視した提案を行うこと。

⑤完成した 3 つのストーリーは、県の確認を受けたのち、多言語（英・仏・独・中（簡・繁）、韓）へ翻訳を行うこと。

⑥その他、対象市場に向けたルートの認知度向上および誘客につながると考えられる内容があれば別途提案すること。

（例：ルート内の観光資源へ QR コードを設置し、その場で補足情報や詳細な情報にアクセスできる仕組みを構築する 等）

(2) モニターツアーの実施

策定した観光ストーリーに沿った各モデルコースのモニターツアーを実施する。

①モニターツアー参加者は、対象市場から最低 1 名以上の参加とすること。

なお、参加者は 3 コース全てを回ることが望ましいが、最低 1 つのコースを回るよう、必要に応じて参加者を各コースに振り分けることも可とする。

例 コースⅠ：米、中 コースⅡ：欧、台、韓 コースⅢ：豪、香 など

②実施に係る食費、宿泊費、交通費、通訳、施設等の入場料等は全て受託者が負担すること。

③全行程における食事、宿泊、移動手段、現地ガイドの手配や施設等の予約など全ての調整を発注者と事前協議のうえ行うこと。

④モニターツアーの初日午前中にオリエンテーションの時間を設け、当該事業の概要、平成 29 年度事業の評価結果・策定した観光ストーリー等を説明し、参加者へ当該事業のこれまでの情報の共有を図っておくこと。

- ⑤モニターツアーの最終日午後にワークショップを行い、参加者による提言を踏まえて観光ストーリーを適宜改善すること。

6. 成果品

- ① 報告書（A4・カラー）全体版・概要版各10部
- ② ①の電子データ一式（CD-R等）全体版・概要版各2部
- ③ その他県が必要と認める書類等

7. 業務の再委託について

（1）一括再委託の禁止等について

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

（2）再委託の相手方の制限について

上記、（1）で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

- ① 契約金額の50%を超える業務
- ② 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ③ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委託し、又は請負わせることはできない。

（3）再委託の承認について

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせることはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力および集計
- ④ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9. 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託調査にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

10 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

11 留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証する者ではない。
- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) 本事業は国庫補助金を財源として実施するものであり、受託者は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (5) 県が別途実施する「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成計画」情報発信事業の受託者と連携を図り、効率的な事業の遂行に努めること。

(以上)